指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名：株式会社神戸製鋼所（法人番号：6140001005714）
　　業者の住所：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通２－２－４

２．指名停止措置期間：平成３０年　９月１０日から
　　平成３０年１０月　９日まで（１か月）

３．指名停止措置の範囲：東海防衛支局管轄区域
　　（愛知県、岐阜県及び三重県）

４．事　実　概　要：
　株式会社神戸製鋼所は、品質に係るデータの改ざんを行っていたとして、平成３０年７月１９日、不正競争防止法違反（虚偽表示）により、東京地方検察庁に起訴された。

５．指名停止措置理由：
　上記事実が、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領（防整施（事）第１５０号。２８．３．３１。以下「指名停止措置要領」という。）付表第２第１５号（下記参照）に該当する。

指名停止措置要領　付表第２

措　置　要　件	期　間
（不正又は不誠実な行為） １５　付表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該選定をした日から １月以上９月以内